

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔 使 途 〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	平成11年度の税制改正に関する答申（平成10年12月）
消費税収の使途については、高齢化社会への対応に関連し消費税を何らかの形で福祉目的的な税とすることを望む意見があった。他方、当調査会では、これまで、この問題に関し、①財政の一般論として、目的税は資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向を持つことから好ましくない、②既存の目的税に見られるような受益・負担の直接的な対応関係は見出し難い、③社会保険方式を修正することとなりかねず、社会保障給付の合理化や社会保障負担率の適正な上昇が損なわれる危険性がある、④消費税収の約4割が地方公共団体の一般財源とされており、この分を目的税とすることは困難である、⑤福祉が税収によって逆に制約を受けるのではないかという福祉関係団体の懸念がある、等の指摘が行われてきている。 なお、この点に関連し、消費税の税率が引き上げられる際には、それにより国民の福祉の充実に資するといった趣旨が何らかの形で明らかとなるよう検討してはどうかとの意見もあった。 いずれにせよ、この問題は、以上の意見等を踏まえ、十分検討していく必要がある。	将来の少子・高齢化への対応に関連し、消費税の使途を福祉目的に限定してはどうかとの考え方があります。 これに対しては、社会保障給付のあり方についての国民的な議論を経ないままに、その財源調達の方法のみを論ずることは適切でないとの意見、歳入の大きな柱の一つである消費税収の使途を特定することは資源の適正な配分を歪めるおそれがあるとの意見、社会保障と消費税との間に受益と負担の密接な対応関係は見出し難いのではないかとの意見、地方消費税を含め消費税収の4割強は地方公共団体の一般財源とされていることを考えるべきである等の意見がありました。 他方、消費税が国民の福祉の充実に資するといった趣旨が何らかの形で明確にされれば、消費税に対する国民の理解を深める上で有益であるとの意見、消費税の使途について議論することは重要であるが、今後の消費税を含む税体系全体の見直しの中で検討すべき問題ではないか等の意見がありました。 いずれにせよ、この問題は、消費税の基本的な性格に関わるものであり、諸外国における社会保障に係る財源の考え方をも参考にしつつ、社会保障制度のあり方を含め、種々の観点から慎重に検討していくべきものと考えます。

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔逆進性〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	税制改革についての答申（平成6年6月）
第一 基本的考え方 3. 総合的見直しの方向 (2) 所得・消費・資産等のバランス ④ <u>個人所得課税の負担軽減に併せて行われる消費税率の引上げに対応して、少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要があるのではないかと考える。また、消費税率の引上げに関連し、社会的に真に援助を必要とする人々に対しては、社会保障制度等を通じ、きめ細かな配慮を行うことが望ましい。</u> (3) 目先の利害得失を越えた合意の形成 ② <u>なお、税負担が所得に対し累進的か逆進的かといった問題は、所得税をはじめとする税制全体の中で、さらには社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題であり、我が国の税制が全体としてかなりの累進性を持つ一方、社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきていることに留意する必要がある。</u> 第二 個別税目についての検討 一 所得課税 I 個人所得課税 3 人的控除 (1) 我が国の個人所得課税の課税最低限は、先般の抜本改革を含め累次にあつた引上げにより主要諸外国に比較して既に高い水準となっており、全体としての累進度を強めている面がある。加えて、そもそも個人所得課税は広く国民に税負担を求めるべきものであること等をも勘案すれば、これらの基礎的な人的控除を引き上げることが、所得税制のあり方自体の問題としては、基本的には適当でないと考える。ただ、<u>個人所得課税の負担軽減</u>	第四 消費課税の充実 2. 課税対象、税率構造等 (3) <u>これに関連して、消費税が所得に対し逆進的ではないかといった問題については、一つの税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、所得税をはじめとする税制全体の中で、更には社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題であり、我が国の税制が全体としてかなりの累進性を持つ一方、社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきていることに留意する必要がある。</u> <u>なお、既に述べたとおり、少額納税者層に対する消費税率引上げに伴う負担増への配慮の観点から、個人所得課税の基礎的な人的控除について、ある程度引き上げることもやむを得ないと考える。</u> <u>また、消費税率が引き上げられると、広範囲な人々がその負担増を分かち合うこととなるが、既に述べたとおり、真に手を差し延べるべき人々については、社会保障制度等を通じ、きめ細かな配慮が行われることを望みたい。</u>

今後の税制のあり方についての答申（平成５年１１月）

に併せて消費税率の引上げが行われる場合には、これに対応して少額納税者層を中心とした個人所得課税の負担に配慮する必要があるのではないかと考える。

二 消費課税

1 消費税

(2) 税率

① 税体系の中での消費課税のウエイトを高めるために税率の引上げが行われる場合に留意すべきいくつかの点に言及することとしたい。

第一に、消費税率が引き上げられると、広範囲な人々がその負担増を分かち合うこととなるが、真に手を差し延べるべき人々については、引き続き、社会保障制度等を通じ、きめ細かな配慮が行われることを望みたい。

税制改革についての答申（平成６年６月）

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔課税対象〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	税制改革についての答申（平成6年6月）
消費税は、消費一般に負担を求めることを狙いとする「課税ベースの広い消費課税制度」であり、課税により経済活動を攪乱しないよう中立性に配慮し、また、事業者が税額計算を簡単にできるよう簡素性にも配慮するなど、その仕組みについて種々の工夫が凝らされている。 特に、中立性に関する工夫としては、第一に、課税対象を原則としてすべての物品・サービスとしており、例外を極力限定していること、第二に、製造・卸売・小売等すべての取引段階の事業者が納税を行うという多段階課税方式を採っていること、第三に、課税の累積を排除する観点から、各事業者は「売上げに係る税額」から「仕入れに係る税額」を控除して納税する仕組み、すなわち、前段階税額控除方式を採用していることが挙げられる。 消費税における非課税とは、このような仕組みから外れることを意味する。すなわち、当該物品等の販売について課税がなされないということは、同時に、その仕入れに係る税額の控除も行い得ないこととなる。 したがって、消費税において非課税の対象を広げるとは、そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反することとなるほか、前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等により、消費税の「中立性」や「簡素性」を大きく損なうことにつながる。特に、転々流通する物品を非課税とする場合には、その影響は見逃し難いほど大きくなるものと考えられる。 他方、非課税取引の範囲については、消費税の所得に対する逆進性を緩和する等の観点から、その拡大を求める考え方がある。こうした政策的配慮に基づく非課税取引をどの程度設けるかは、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものであろうが、前述の問題点を踏まえれば、その範囲を拡大することは適当でない。	<u>消費税における非課税の対象については、そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反することとなるほか、前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等を踏まえれば、その範囲を拡大することは適当でない。</u>

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔税率構造〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	税制改革についての答申（平成6年6月）
税率構造については、制度の簡素化を図り、経済活動への中立性を確保する観点からは、<u>単一税率を基本として検討が行われることが望ましい。</u> 他方、所得に対する消費税負担の逆進性を緩和する観点から、飲食料品に軽減税率を適用してはどうか、あるいは、一部のしゃし品等について割増税率を適用してはどうかという考え方がある。そもそも、<u>複数税率制度の導入は、非課税取引の設定と同様、政策的配慮の必要性和税制の中立性や制度の簡素化との間の比較考量によるものとするが、公平・中立・簡素といった消費税導入の趣旨からすれば、基本的には、これを設けることは望ましくない。</u> 特に、軽減税率については、その設定に伴って生ずる納税義務者の事務負担をはじめとする社会的経済的コスト等をも考慮すれば、<u>その設定は、経済的合理性に反しており、適当でないと考えられる。</u> これに対し、税率がEC諸国並みに高い場合には、逆進性に配慮して軽減税率を設けることも検討課題となりうるという考え方もある。ただし、その場合においても、<u>税制の中立性を確保し、制度の複雑化を防ぐためには、極力、その対象範囲を限定しなければならない。</u>また、基本となる税率に対する軽減税率の比率が小さいときには、売上げに係る税額に比して仕入れに係る税額が多くなることから、還付申告が多発するという問題が生ずることにも留意する必要がある。 なお、<u>いわゆるゼロ税率の設定については、消費税の負担を全く負わない分野を認めることにほかならず、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。</u> さらに、割増税率の設定については、所得水準が上昇し、国民の消費態様が多様化、均質化している今日においては、国民の価値観の多様化もあって、消費支出全体の中から割増税率の対象品目を客観的基準に従って、選択し、特定するこ	消費税の税率構造については、税率の引上げ後においても、<u>単一税率を維持すべきである。</u> すなわち、<u>複数税率制度の導入については、</u> ① <u>国民の消費態様が多様化している今日、対象品目を客観的な基準により選択することは困難である、</u> ② <u>対象品目とそれ以外の品目の価格に異なる影響を与えることとなる、</u> ③ <u>納税義務者の事務負担をはじめ、国民全体で膨大な社会的・経済的コストを払うこととなる、</u> 等の問題があり、一般的に公平・中立・簡素といった観点からみた消費税の特長を損なうおそれがあると考え。また、<u>軽減税率を設ける場合には、これによる減収分を補うため、標準税率の引上げ幅を大きくしなければならないことにも留意する必要がある。</u> なお、<u>いわゆるゼロ税率の設定については、広く消費に負担を求めるという消費税の趣旨に反すること、課税ベースを著しく浸食すること、納税コスト・徴税コストを膨大にすること、事業者や消費者の間に新たな不公平感を惹起すること等から、その採用は認め難い。</u>

今後の税制のあり方についての答申（平成５年１１月）	税制改革についての答申（平成６年６月）
とはもはや困難となっていることに留意する必要がある。 （注）ＥＣでは、１９９２年１０月に、市場統合の一環としての間接税の調和のため、付加価値税の標準税率を１５％以上、軽減税率を５％以上とし、割増税率を廃止しなければならない旨の指令が出されている。また、ゼロ税率についても、否定的な考え方が採られている。	

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔仕入税額控除〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	税制改革についての答申（平成6年6月）
① 現行の仕入税額控除の方法については、先の売上税法案の「税額票方式」に対する批判をも踏まえ、事業者の事務負担に配慮する観点等から、「帳簿方式」を採用したものである。 帳簿方式については、<u>現行制度のように非課税取引等の対象が限定的である場合には仕入事業者が仕入れに係る税額を帳簿からでも正確に把握できることや、消費税導入当初に懸念された転嫁についても適切に実施されていることなどを踏まえ、さらに、現在の税務の執行状況をも併せて勘案すれば、仕入税額控除の方法として必ずしも不十分なものとは言えないと考えられる。</u> <u>しかしながら、一方で、控除税額の計算が自己記帳に基づく帳簿により行われることについて、制度の信頼性の観点から疑問が提起されているところである。</u> また、当調査会の「実施状況フォローアップ小委員会中間報告（平成元年11月）」において、「基本的には、（中略）今後の消費税の定着とともに将来は税額別記の書類による方法にしていくことが望ましいが、（中略）我が国の企業取引の実状に深く関連する問題であり、事業者の納税事務負担の程度等をも十分踏まえつつ慎重に判断する必要がある。」と述べられており、消費税が定着してきた現在、その再検討が求められている。 ②、③ 略 ④ 以上を総合的に判断すれば、<u>仕入税額控除の方法については、これまでの制度の導入期において、現行の税率構造や非課税取引範囲の下で帳簿方式を採用してきたことは適切な選択であり、今後とも基本的にはこれによることが望ましいが、事業者の事務負担の程度を見極めつつ、早期にC方式により請求書等の保存を仕入税額控除の要件に加える方向で検討を行うべきである。</u>この場合、一定期間分の取引をまとめて記載した書類をも要件に適うものとするなど、取引の実態を踏まえた検討を行う必要がある。	<u>仕入税額控除については、制度の信頼性や課税・非課税判定等の利便性、正確性の観点から、取引の実態を踏まえつつ、請求書、納品書、領収書その他取引の事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することをその要件に加えることが適当である。</u>

今後の税制のあり方についての答申（平成５年１１月）

- ⑤ なお、以上の各方式に関する検討は、あくまでも仕入れに係る税額をどのように把握するかという仕組みに関するものであり、一部の主張に見られるように、いわゆるインボイス方式の導入が直ちに取引の把握に資するというものではない。

税制改革についての答申（平成６年６月）

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔中小事業者に対する特例措置〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）

消費税のような間接税が十分に機能していくためには、実質的な税負担者である消費者の理解とともに、納税事務に携わる事業者の協力が不可欠である。事業者の間における現実の事務処理能力の差異にかんがみれば、この種の間接税の仕組みの中に事業者の事務負担を軽減する措置を設けること自体は十分合理性があると考えられ、広く諸外国においても同様の制度が設けられている。

もとより税制には、公平・中立・簡素な仕組みが要請される場所であるが、中小事業者に対する特例措置のあり方は、これらの諸要請、特に公平性と簡素性の間でどのように均衡を図るのかという政策判断によるべきものである。このような観点から、平成3年には、簡易課税制度等について改正が行われたところであるが、事業者が消費税の納税事務に一段と習熟してきたと認められる下での今般の見直しにおいても、再度、検討を行うことが求められている。

以下においては、中小事業者に対する特例措置を巡る論点について、当調査会としての基本的な考え方を述べることにする。

① 事業者免税点制度

消費税のような課税ベースの広い間接税においては極めて多くの事業者が納税義務者となるが、零細事業者の事務処理能力や徴税コストの面を考慮すれば、すべての事業者を納税義務者とするのは適当ではない。事業者免税点制度は、こうした趣旨で設けられたものであるが、現行の事業者免税点の水準については様々な指摘がなされている。この問題に関する当調査会での議論を整理すると以下のとおりである。

まず、諸外国に比して我が国の免税点の水準が高いこと、相対的に規模の大きい免税事業者は事務処理能力も相対的に高いと考えられること、全事業者の約3分の2もの事業者が免税事業者となっていること等を踏まえれば、免税点水準の引下げを行うべきであるとする意見があった。他方、免税事業者の事務処理能力は極めて低く納税義務を課すことは大きな負担となること、売上げ規

税制改革についての答申（平成6年6月）

事業者の間における現実の事務処理能力の差異にかんがみれば、消費税の仕組みの中に事業者の事務負担を軽減する措置を設けること自体は合理性があると考えられるが、事業者が消費税の納税事務に習熟してきたと認められる今日、消費税率の引上げを踏まえ、制度の公平性と簡素性との間でどのように均衡を図るかという観点から中小事業者に対する特例措置のあり方を見直すことが必要である。

(1) 事業者免税点制度

事業者免税点制度については、基本的には、事務処理能力及び転嫁の実現可能性を踏まえつつ、制度に対する理解・習熟に伴い相対的に規模の大きい免税事業者には課税事業者としての対応を求めていく方向で検討を行うことが適当である。

また、本制度により、買い手の支払った消費税相当額の一部が事業者の手許に残っているのではないかという疑念に対応するため、免税事業者が本体価格の3%を消費税相当額として受領している事例について税率引上げなどの機会を捉えてこれを改めるよう指導することなどにより、いわゆる益税の解消に努める一方で、免税事業者といえども

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）

模の小さい事業者においては相対的に転嫁を行っている比率が低いこと、免税事業者の売上高の総額は全事業者の売上高の総額の3%にも満たないこと等に
着目して、現行3,000万円の水準は妥当であるとする意見もあった。

いずれにせよ、基本的には、事務処理能力及び転嫁の実現可能性を踏まえつつ、制度に対する理解・習熟に伴い相対的に規模の大きい免税事業者には課税事業者としての対応を求めていく方向で検討を行うことが適当であると考えられる。

② 簡易課税制度

簡易課税制度は、すべての課税事業者の本則計算を求めることが中小事業者の事務処理能力を考慮すれば困難であることから、中小事業者を対象に税額計算の簡素化を図るために設けられている仕組みである。ただし、基本的には、制度の定着や納税事務の習熟の度合いに応じてできるだけ多くの事業者に対して本則計算を求めていくことが本来の姿であろう。

平成3年の改正により適用上限が課税売上高5億円から4億円に引き下げられたが、いまだ課税事業者の約6割が簡易課税制度を選択していると見込まれており、納税事務簡素化のための特例という制度の趣旨にかんがみれば、消費税の定着に伴い、更に本制度を縮減すべきであると考えられる。この場合、一般に売上げ規模が大きいほど事業者の事務処理能力も高いと思料されることを踏まえれば、引下げによって影響を受ける中小事業者の事務負担に配慮しながら簡易課税制度の適用上限を更に引き下げていく方向で検討を行うことが適当であると考えられる。

また、簡易課税制度のみなし仕入率については、現行の適用区分の更なる細分化を行うべきであるとの意見があったが、のみなし仕入率の設定が平成3年の改正によりおおむね実態に即したものとなっていること、更なる細分化が制度の複雑化を招き納税事務の簡素化という簡易課税制度の持つ長所を損なうことから追加的な改正を行う必要はないのではないかとの意見もあった。いずれに

税制改革についての答申（平成6年6月）

仕入れに係る消費税分の価格引上げが消費税の性格上予定されていることなどについて周知を図ることが必要である。

(2) 簡易課税制度

簡易課税制度については、納税事務の習熟の度合い等に応じてできるだけ多くの事業者に対して本則計算を求めていくことが望ましく、その適用上限について、中小事業者の事務負担に配慮しながら、更に引き下げることが適当である。

また、簡易課税制度のみなし仕入率に関しては、その適用区分や水準について適時見直しを行い実態に即したものとしておくことが必要である。

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）

せよ、みなし仕入率の適用区分や水準については、公平な課税を行う観点から、適時見直しを行い実態に即したものとしておくことが必要である。

③ 限界控除制度

限界控除制度は、小規模事業者の事務負担に配慮しつつ、課税の影響を緩和する観点から設けられたものであるが、小規模事業者の納税事務コストを補てんする結果となっている。

「消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方 ― 実施状況フォローアップ小委員会報告 ―（平成2年10月）」では、こうした点に着目し、制度導入後に発生するコストが導入時に比べて小さく、かつ、制度の習熟に伴って逡減するものであることから、本制度について「当面、制度を縮減する方向で検討することが適当」との指摘が行われ、平成3年の改正により、その適用上限が課税売上高 6,000万円から 5,000万円に引き下げられたところである。

本制度については、本来の納税額が明らかとなっていながら、消費税相当額の一部を事業者の手許に残すような仕組みを制度上認めることは、公平性の観点から問題があり廃止すべきではないかという指摘がある。また、近年、本制度による一事業者当たりの税額控除額が増加している（平成3年改正後には約17万円と見込まれる。）が、導入時に中小事業者が負担したコストの大半が5万円から10万円といった範囲内のものであったことを考慮すれば、既に本制度はその役割を果たし終えたので廃止すべきではないかという指摘もある。

これに対し、消費税導入後も様々なコストが継続的に発生していること、零細な事業者は必ずしも十分な転嫁を行っていないこと等から、小規模事業者に一定の配慮を行う制度は維持すべきではないかという意見も一部にあった。

以上の指摘等を踏まえれば、本制度は消費税導入に伴う納税事務負担の増加や課税の影響に対応するための経過的な措置として位置付けるべきであることから、その廃止を含め適切な是正を行うことが適当であると考えられる。

税制改革についての答申（平成6年6月）

(3) 限界控除制度

限界控除制度については、消費税導入に伴う納税事務負担の増加や課税の影響に対応するための経過的な措置として位置付けるべきであることから、その廃止を含め適切な是正を行うことが適当である。

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔申告・納付〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	税制改革についての答申（平成6年6月）
中間申告・納付については、消費税の預り金的な性格を考慮してその回数を増やすべきと考えられる一方で、逆に回数を増加すると納税者、国税当局双方の事務負担が大きくなることにも留意する必要がある、今後とも、両者のバランスに配慮し、適切に対応していくことが必要である。	

消費税に関する税制調査会答申の考え方

〔消費税と価格の関係〕

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）	税制改革についての答申（平成6年6月）
① 消費税は、消費一般に負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁することが予定されており、<u>課税事業者は、原則として、本体価格の3%を価格に上乗せすることとされている。</u>また、<u>免税事業者については、仕入れに係る消費税相当額をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されている。</u>さらに、税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも個々の商品ごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えば、ある商品については価格を据え置く反面、他の商品については税率の引上げ幅を上回る値上げを行ったとしても、<u>事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられる。</u>なお、免税事業者については、個々の商品の仕入れに係る消費税相当額を確定することが難しい場合もあることに注意を要する。 これに関連して、<u>中小事業者に対する特例制度により、買い手の支払った消費税相当額の一部が事業者の手許に残っているのではないかという疑念があるが、この点に関しては、個々の事業者の転嫁の状況にもよるが、売上げ規模の小さい事業者においては相対的に転嫁を行っている比率が低いこと、平成3年の改正により簡易課税制度のみなし仕入率がおおむね実態に即したものとされたこと等から推して、このような事業者の手許に残る額が広範かつ多額に生じているとは考えにくい。</u> 特に、このような疑念が生ずる背景として、免税事業者が消費税を理由とした価格引上げを行うことに対する消費者からの批判を挙げることができる。<u>免税事業者が本体価格の3%を消費税相当額として受け取っている事例があるとすれば、このような事例は消費税法の意図するところではなく、消費税が国民の間に定着し転嫁に関する理解が深まってきている今日においては、税率引上</u>	消費税率が引き上げられる場合には、あらためて、消費税と価格の関係について確認されることが望ましい。その詳細は「中期答申」において整理されているところであるが、これを要約すれば、以下のとおりである。 ① <u>課税事業者は、原則として、売上げに係る消費税額を価格に上乗せすることとされている。</u> ② <u>事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁の範囲内と考えられる。</u> ③ <u>免税事業者は、仕入れに係る消費税相当額を価格に転嫁することが予定されている。</u> ④ <u>免税事業者が本体価格の消費税率分を消費税相当額として受け取っている事例については、税率引上げなどの機会を捉えて改めるべきである。</u> ⑤ <u>税額を明示するか否かということは、各事業者が自主的に選択すべきものであるが、消費者の便宜の観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかと考えられる。</u> 中小事業者に対する特例措置に関連して、いわゆる「益税」（買い手が支払った消費税額で事業者の手許に残るもの）が問題とされているが、これらの特例措置といわゆる益税の発生との関係を整理すれば、以下のとおりである。 ① <u>事業者免税点制度については、免税事業者が消費課税に伴い消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる益税が</u>

今後の税制のあり方についての答申（平成5年11月）

げなどの機会を捉えて改められるべきものとする。

しかしながら、前述のように、免税事業者といえども、仕入れに係る消費税分の価格引上げを行うことは、消費税の仕組みから当然に予定されており、事業者の利益につながるといったものではないことに注意する必要がある。前述の疑念や批判の中には、このような仕組みについての理解が不十分なことによるものも少なくないのではないかとと思われる。

今後、税率の引上げに向けて、以上の消費税と価格の関係についての正しい認識が消費者及び事業者の間に浸透し、適切な対応がなされることを望みたい。

- ② 現在、事業者間では、仕入税額控除の便宜ということもあり、いわゆる外税方式が主流となっている。このため、転嫁が円滑に進んでいるものと考えられる。

他方、小売段階における表示の方法は、業種等により様々である。このため、消費者にとって非常に煩わしいとの声が多いことも事実である。したがって、表示の問題については、消費者の便宜の観点からも検討する必要がある。このような観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかと考えられる。

いずれにせよ、税額を明示するか否かということは、取引における価格表示の問題であり、いずれの方式によるかは、基本的には各事業者が上記の観点等を踏まえて自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではないと考えられる。

税制改革についての答申（平成6年6月）

発生する。

- ② 簡易課税制度については、みなし仕入率が実態を上回って乖離している場合には、いわゆる益税が発生する。
- ③ 限界控除制度については、本来納付すべき税額の一部を事業者の手許に残すような仕組みとなっており、本制度による控除額がいわゆる益税となっている。

中小事業者に対する特例措置の見直しに際しては、こうしたいわゆる益税の解消の視点も踏まえた対応が必要である。

(注) 上記の整理を踏まえると、いわゆる「益税」と制度による国の「減収額」（その特例措置がなければ国に納付されたはずの税額）とは異なるものであることに注意する必要がある。すなわち、事業者免税点制度を例にとれば、いわゆる益税は、上述のように価格転嫁の程度によって発生することとなるが、これに対して、減収額は、価格転嫁の程度とは関わりなく、制度上、特例措置を設けることに伴って生じるものである。事業者の現実の転嫁状況を考慮すれば、いわゆる益税の額は、減収額より小さいと考えられる。